# 個人情報保護に関する基本方針

社会福祉法人 飛梅会 水田幼児園

# 1. 基本的理念

社会福祉法人飛梅会(水田幼児園)は、社会福祉事業である保育所事業者として、園児やそのご家族等に関する個人情報を詳細に知り得る立場にあることを踏まえ、個人の人格と人権を尊重するという理念のもとに個人情報を適正に取り扱います。

### 2. 運営の基本方針

- (1) 保育台帳、健康診断、緊急連絡先などの個人情報を収集し、利用する場合は、その目的及び意義に ついて本人又は保護者等の理解を得たうえで行います。
- (2) 当法人のサービス利用者等から当該本人及び児童等の個人情報がどのように取り扱われているかな どについて、知りたいという求めがあった場合は、迅速に対応します。
- (3) 個人情報を当初の目的を超えて使用する場合は、法令等に定めのある場合を除き、あらかじめ保護 者等の同意を得たうえで行います。
- (4) 守秘義務に関する法令等の規定を遵守します。
- (5) 個人情報保護の管理責任者を定め、適切な管理・監督体制を確立するとともに、問い合わせや苦情 への対応を行う窓口を設置します。

#### 3. 個人情報の利用目的

当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、「児童福祉法」および厚生労働省編「保育所保育指針」が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。利用目的は

- (1) 園児募集並びに入園に関する業務
- (2) 保護者との連絡に関する業務
- (3) 園児の保育に関する業務
- (4) 園児の記録管理に関する業務
- (5) 園児の健康状態把握に関する業務
- (6) 卒園児の確認に関する業務

とします

## 4. 個人情報の使用

当園では保育上必要な、児童表・家庭調査・健康診断表・緊急連絡調査票等、必要最低限の情報は収集させていただきますが、保育上必要な目的以外には使用しません。個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

また園生活においては、園児が必要とする箇所(棚・靴箱・フック等)や個人で使用する物品(連絡帳・帽子等)には名前を提示・記載します。

園内の壁装飾として、当番表・誕生表・園児作品には名前や写真を提示します。

園児名簿・日誌・指導計画・児童表・名札・園便りに名前、クラス便りにのみ名前と保護者の方から頂いたメッセージを掲載します。

当園のしおりに園児の写真を使用する場合は、集合写真や複数園児の活動場面のみを掲載し、個人の特定が 出来ない写真のみとします。個人の特定ができるような写真を掲載する場合は、保護者の同意を得ます。 保護者からの写真の修正や掲載中止の要請を受けた場合は速やかに処理を行います。

## 5. 個人情報に係る安全管理の概要

当園は、利用する個人情報(個人データ)をの収集・利用・提供について、当該個人の固有の権利(個人情報自己コントロール権)を尊重し、収集目的・使用範囲の限定を明示し、適切かつ安全な管理に努めます。 また、個人の改ざん破壊、紛失、漏洩などが発生しないように最大限の安全対策を実施します。

# 責任体制の明確化と窓口の設置

- (1) 個人情報管理責任者は(水田幼児園)園長 宮原 恭盛とする。
- (2) 相談等の窓口は、(水田幼児園) 主任保育士 宮原 章史とする。
- (3) 個人情報管理責任者は、職員が個人情報の保護及び守秘義務の徹底に努めているかどうかについて 管理・監督しなければならない。

#### 7. 個人情報の開示・利用停止・訂正・消去等

当園は、保護者等から個人情報についての開示や訂正、利用停止、消去等を希望された場合、法令に従い 速やかに対応します。また、開示には本人(保護者)確認をさせていただきます。

## 8. 第三者提供の取り扱い

当園は、個人情報を第三者に提供する場合、次のとおりの取り扱いとします。

# (1) 本人又は保護者の同意

第三者に提供することについて本人又は保護者としての同意を得た場合を除いて、当該個人情報を 第三者に提供しません。

## (2) 業務委託における情報管理

委託業務において個人情報を取り扱う際は、個人情報の適切な取り扱いをするよう契約内容に盛り 込むなど、必要な管理・監督を行うものとします。

ただし、法令に基づいて情報提供を要求されたり、人の生命・身体又は財産の保護の為に必要がある場合に本人の同意を得る事が困難な場合、適用除外とされている場合、当該法令等に規定された範囲において、適用しない事があります。

### 9. 苦情への対応

苦情等への対応については、児童福祉施設最低基準(S23 年厚生省令第 63 号)第 14 条の 3 及び 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」に基づき、 別に設置している苦情解決体制における苦情等の窓口でも受けるなど、緊密な連携を図るものとします。